

平成24年度  
個人情報保護に関する法律  
施行状況の概要

平成25年9月  
消費者庁

## 平成 24 年度における個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係する行政機関の長に対し、法の施行の状況について報告を求めることができるとされています。

また、同条第 2 項の規定に基づき、内閣総理大臣は、毎年度、同条第 1 項の報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

今回、平成 24 年度における施行状況の報告について取りまとめたので、その概要を公表します。

（注）地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況については、総務省が公表している「地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況～」（平成 25 年 2 月）を御参照ください。[http://www.soumu.go.jp/denshijiti/060213\\_02.html](http://www.soumu.go.jp/denshijiti/060213_02.html)

## 目 次

■ 第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況 . . . . .	1
■ 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況 . . . . .	5
■ 第3章 法施行後8年間（平成17年度～平成24年度）の施行状況の傾向 . .	14
資料編 . . . . .	16
参照条文等 . . . . .	45

# 個人情報保護に関する法律の施行状況について

## 第1章 国の個人情報保護に関する施行状況

### 1. 事業等分野ごとのガイドラインの見直しの状況（法第8条）

平成25年3月31日現在、事業等を所管する各省庁により、**27分野**について**40本のガイドライン**が策定されている。このうち、平成24年度中に**新たに策定したものが2本、見直しを行ったものが10本**あった。

表1 平成24年度中に策定・見直しを行ったガイドライン

	対象事業分野	所管府省	ガイドラインの名称	策定・見直し年月日
策定	外務 <sup>(注)</sup>	外務省	外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成24年4月2日
	福祉 <sup>(注)</sup>	厚生労働省	福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成25年3月29日
見直し	医療 [研究]	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（告示）	平成25年2月8日
	郵便	総務省	郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成24年10月1日
	経済産業	経済産業省	医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン（告示）	平成24年10月15日
	雇用管理 [一般]	厚生労働省	雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成24年5月14日
	雇用管理 [一般]	厚生労働省	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（局長通達）	平成24年6月11日
	雇用管理 [船員]	国土交通省	船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示）	平成25年3月29日

警察	国家公安委員会	国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針(告示)	平成 24 年 6 月 18 日
職業紹介等 [一般]	厚生労働省	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針 (告示)	平成 24 年 9 月 10 日
労働者派遣 [一般]	厚生労働省	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針 (告示)	平成 24 年 8 月 10 日
労働組合	厚生労働省	労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン (告示)	平成 24 年 8 月 23 日

(注) 外務及び福祉分野については、従来策定されていたガイドラインを廃止し、新規にガイドラインを策定するという形をとった。

## 2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況(法第 32 条～第 34 条)

平成 24 年度は、各事業分野等を所管する主務大臣において、法に基づく報告の徴収を 8 件実施すること等により、事業者等に対する指導・監督を行った(平成 23 年度は、報告の徴収 16 件、助言 1 件)。

表 2 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況

主務大臣	行使した権限	根拠条文(注 1)
金融庁長官(注 2)	報告の徴収 7 件	第 20 条(安全管理措置) 7 件 第 21 条(従業者の監督) 1 件 第 22 条(委託先の監督) 1 件
経済産業大臣	報告の徴収 1 件	第 20 条(安全管理措置) 1 件
合計	報告の徴収 計 8 件	第 20 条(安全管理措置) 8 件 第 21 条(従業者の監督) 1 件 第 22 条(委託先の監督) 1 件

(注) 1. 複数の条文に基づいて 1 件の権限行使を実施している場合がある。

2. 法第 52 条及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)第 12 条に基づき、内閣総理大臣が金融庁長官に権限を委任している。

### 3. 認定個人情報保護団体の認定の状況（法第37条）

平成25年3月31日現在、法第37条の規定に基づき、主務大臣が認定した団体は、計39団体である。

表3 各省庁の認定個人情報保護団体の認定状況

省庁名	認定団体数
警察庁	1団体
金融庁	9団体
総務省	3団体
厚生労働省	8団体
経済産業省	19団体
国土交通省	3団体
合計（重複分を除く。）	39団体

(注)認定団体数の合計は、共管による重複分を除いた数値

#### 4. いわゆる「過剰反応」に対する取組状況

法の定め以上に個人情報提供を控えたりするなど、いわゆる「過剰反応」に対して、平成 24 年度に各府省庁が行った取組のうち、主なものは次のとおりである。

##### ○ 厚生労働省、経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、消費者庁

- ・ 亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当の日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」に対する防止策として、地域において支援を必要とする者を把握し、適切に支援する観点から、次のような内容に関する通知等を発出するなど、平成 23 年度に引き続き、対応を進めた。
  - － 電気・ガス・水道事業者、不動産関係団体等と、地方公共団体の福祉担当部局との連携強化の依頼
  - － 生命、身体、財産の保護が必要なケースでは個人情報の提供の制限を適用しないことへの理解促進
  - － 先進的な取組を実施している地域の事例の情報提供 等

##### ○ 内閣府

- ・ 中央防災会議の下の防災対策推進検討会議において取りまとめられ、中央防災会議に報告された最終報告（平成 24 年 7 月）において、
  - － 災害時要援護者名簿の作成などについて災害対策法制に位置付けるとともに、個人情報保護法制との関係も整理すべき
  - － 災害時における地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、個人情報保護法制との関係を整理すべきとされた。これを受けて、市町村長が名簿を作成して関係者と共有すること、市町村長が被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成できるものとする等について、個人情報保護法との関係を整理しつつ、災害対策基本法に規定することについて検討を行った。

##### ○ 消費者庁

- ・ 個人情報保護法に関する説明会を全国 13 会場で開催し、約 3,100 人の方に参加いただいた。

## 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

### 1. 個人情報に関する苦情処理の状況（法第9条、第13条）

#### (1) 全体的な状況

平成24年度において、地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談は、**合計5,623件**である（平成23年度は合計5,267件）。そのうち、**消費生活センター**が受け付けたものが**約94%**を占めている。

表4 受付機関別の苦情相談数

受付機関		平成24年度		(参考)平成23年度	
		件数	(割合)	件数	(割合)
地方公共団体	消費生活センター	5,283	(94.0%)	4,875	(92.6%)
	その他	164	(2.9%)	179	(3.4%)
国民生活センター		176	(3.1%)	213	(4.0%)
合計		5,623	(100.0%)	5,267	(100.0%)

- (注) 1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET 端末の設置された消費生活センターで受け付けた分を集計  
 2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等で受け付けた分を集計  
 3. 平成24年度分について、「消費生活センター」受付分及び「国民生活センター」受付分は、平成25年5月31日までに受付機関決裁済となったもの。「その他」受付分は、同年6月28日までの国民生活センター受領分  
 平成23年度分について、「消費生活センター」受付分及び「国民生活センター」受付分は、平成24年5月31日までの登録分。「その他」受付分は、同年6月7日までの登録分

#### (2) 事業分野の状況

苦情相談の対象となった事業分野は、**特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(医療、金融・信用、情報通信)**が全体の**約36%**を占めている。また、**その他の事業分野**に関する苦情相談は、**約41%**を占めている。

表5 事業分野別の苦情相談数

事業分野		平成24年度		(参考)平成23年度	
		件数	(割合)	件数	(割合)
特に適正な取扱いを確保すべき個別分野(重複分を除く。)		2,035	(36.2%)	2,031	(38.6%)
	医療	137	(2.4%)	86	(1.6%)
	金融・信用	404	(7.2%)	325	(6.2%)
	情報通信	1,514	(26.9%)	1,630	(30.9%)
その他の事業分野		2,318	(41.2%)	1,917	(36.4%)
不明		1,341	(23.8%)	1,354	(25.7%)
合計(重複分を除く。)		5,623	(100.0%)	5,267	(100.0%)

### (3) 相談内容の状況

相談内容は、不適正な取得に関するものが全体の約 41%で最も多く、次いで、同意のない提供に関するものが約 21%、漏えい・紛失に関するものが約 20%、目的外利用に関するものが約 15%となっている。

表6 相談内容の内訳

相談内容	平成 24 年度		(参考) 平成 23 年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
不適正な取得	2,282	(40.6%)	2,789	(53.0%)
同意のない提供	1,167	(20.8%)	1,286	(24.4%)
漏えい・紛失	1,138	(20.2%)	802	(15.2%)
目的外利用	863	(15.3%)	755	(14.3%)
開示等	211	(3.8%)	172	(3.3%)
苦情等の窓口対応	191	(3.4%)	194	(3.7%)
情報内容の誤り	68	(1.2%)	69	(1.3%)
オプトアウト違反	64	(1.1%)	19	(0.4%)
委託先等の監督	39	(0.7%)	36	(0.7%)
その他	966	(17.2%)	711	(13.5%)
合計 (重複分を除く。)	5,623	(100.0%)	5,267	(100.0%)

### (4) 処理結果の状況

処理結果は、助言 (自主交渉)を行ったものが全体の約 75%を占めており、続いて、その他情報提供を行ったものが約 17%となっている。

表7 相談処理結果の状況

処理結果の種類	平成 24 年度		(参考) 平成 23 年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
助言 (自主交渉)	4,218	(75.0%)	4,174	(79.2%)
その他情報提供	971	(17.3%)	827	(15.7%)
あっせん解決	174	(3.1%)	106	(2.0%)
他機関紹介	136	(2.4%)	92	(1.7%)
処理不要	78	(1.4%)	43	(0.8%)
処理不能	33	(0.6%)	17	(0.3%)
あっせん不調	13	(0.2%)	8	(0.2%)
合計	5,623	(100.0%)	5,267	(100.0%)

- (注) 1. 表中の「助言 (自主交渉)」は、受付機関があっせんの労をとらなくても相談者が事業者に自主交渉することで解決する可能性があり、かつ自主解決の努力がなされていない相談に対し、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。
2. 表中の「その他情報提供」は、あっせん以外の処理で、「助言 (自主交渉)」に該当しないものを指す。

## 2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況

### (1) 全体的な状況

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日及び平成21年9月1日一部変更）において、事業者は、個人情報漏えい事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされている。

これを踏まえ、平成24年度において、事業者が公表した個人情報の漏えい事案※は、**合計319件**である。

【参考】	平成17年度：1,556件	平成18年度：893件
	平成19年度：848件	平成20年度：538件
	平成21年度：490件	平成22年度：413件
	平成23年度：420件	

※ 「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。また、各主務大臣において把握し、消費者庁に報告された事案に限る。

### (2) 漏えいの規模と情報の種類

① 上記事案において個人情報漏えいしたとされる人数（以下「漏えいした人数」という。）別にみると、**500人以下**の事案が全体の**約67%**を占めているなど、比較的小規模な事案が多い。

表8 漏えいした人数

漏えいした人数	平成24年度		(参考)平成23年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
500人以下	215	(67.4%)	295	(70.2%)
501～5,000人	57	(17.9%)	64	(15.2%)
5,001～50,000人	29	(9.1%)	41	(9.8%)
50,001人以上	13	(4.1%)	13	(3.1%)
不明	5	(1.6%)	7	(1.7%)
合計	319	(100.0%)	420	(100.0%)

(注) ( )内は、漏えい事案全体（平成24年度：319件、平成23年度：420件）に対する割合

② 漏えいした個人情報の種類について、顧客情報、従業員情報、その他の情報に分類すると、ほとんどの事案について、顧客情報が含まれていることが分かる。

漏えいした個人情報の内容について、氏名、生年月日、性別、住所（以下「基本情報」という。）とそれ以外の情報（以下「付加的情報」という。）に分けてみると、基本情報のみが漏えいした件数は、全体の約 27%であり、多くの事案において、電話番号、口座番号、メールアドレス、クレジットカード番号等の付加的情報も含めて漏えいしている。

表9 漏えいした情報の種類

漏えいした情報の種類	平成 24 年度				(参考)平成 23 年度			
	件数 (割合)		うち基本情報のみ		件数 (割合)		うち基本情報のみ	
顧客情報	309	(96.9%)	84	(26.3%)	410	(97.6%)	66	(15.7%)
従業員情報	14	(4.4%)	4	(1.3%)	12	(2.9%)	1	(0.2%)
その他の情報	15	(4.7%)	4	(1.3%)	11	(2.6%)	1	(0.2%)
合計 (重複分を除く。)	319	(100.0%)	87	(27.3%)	420	(100.0%)	67	(16.0%)

(注) 1. ( ) 内は、漏えい事案全体（平成 24 年度：319 件、平成 23 年度：420 件）に対する割合

2. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数

### (3) 漏えい等の形態と暗号化等の情報保護措置

- ① 漏えいした情報の形態についてみると、電子媒体のみが約 42%、紙媒体のみが約 56%である。
- ② 漏えいした情報に対する暗号化等の情報保護措置の有無についてみると、特段措置を講じていなかった件数が、全体の約 72%を占めている。これに対し、一部についてのもも含め、何らかの措置を講じていた件数は、全体の約 21%にとどまる。

表 10 - 1 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいの 形態  暗号化 等の情報 保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と 紙媒体		不明		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	36	(11.3%)	4	(1.3%)	0	(0.0%)	2	(0.6%)	
一部措置有	11	(3.4%)	15	(4.7%)	0	(0.0%)			
措置無	75	(23.5%)	152	(47.6%)	2	(0.6%)			
措置不明	13	(4.1%)	8	(2.5%)	1	(0.3%)			
合計	135	(42.3%)	179	(56.1%)	3	(0.9%)	2	(0.6%)	319

- (注) 1. ( ) 内は、漏えい事案全体 (319 件) に対する割合  
 2. 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。  
 3. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

- ③ 形態別に見ると、電子媒体のみでの漏えいにおいては、情報保護措置がとられていた件数 (一部についてのもも含む。) は約 35%であり、情報保護措置がとられていなかった件数を下回っている。一方、紙媒体のみでの漏えいについては、約 85%の事案において情報保護措置がとられていなかった。

表 10 - 2 漏えいの形態別の保護措置の割合

漏えいの 形態  暗号化等 の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	36	(26.7%)	4	(2.2%)
一部措置有	11	(8.1%)	15	(8.4%)
措置無	75	(55.6%)	152	(84.9%)
措置不明	13	(9.6%)	8	(4.5%)
合計	135	(100.0%)	179	(100.0%)

【参考：平成 23 年度】

表 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいの 形態  暗号化 等の情報 保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と 紙媒体		不明		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	45	(10.7%)	6	(1.4%)	0	(0.0%)	3	(0.7%)	
一部措置有	21	(5.0%)	6	(1.4%)	5	(1.2%)			
措置無	78	(18.6%)	230	(54.8%)	4	(1.0%)			
措置不明	12	(2.9%)	6	(1.4%)	4	(1.0%)			
合計	156	(37.1%)	248	(59.0%)	13	(3.1%)	3	(0.7%)	420

(注) 1. ( ) 内は、漏えい事案全体 (420 件) に対する割合  
 2. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

表 漏えいの形態別の保護措置の割合

漏えいの 形態  暗号化等 の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	45	(28.8%)	6	(2.4%)
一部措置有	21	(13.5%)	6	(2.4%)
措置無	78	(50.0%)	230	(92.7%)
措置不明	12	(7.7%)	6	(2.4%)
合計	156	(100.0%)	248	(100.0%)

#### (4) 漏えい元と漏えいした者

- ① 漏えい元については、「事業者」から直接漏えいした事案が全体の約77%、「委託先」から漏えいした事案が全体の約20%となっている。
- ② 「事業者」及び「委託先」の中で、実際に漏えいに関わった者（以下「漏えいした者」という。）についてみると、「従業者」が全体の約79%を占める。
- ③ 漏えいした原因をみると、「従業者」が漏えいに関わった事案については「意図的」なものが9件、「不注意」によるものが221件であり、ほとんどが「不注意」によるものである。
- 一方、「第三者」が漏えいに関わった事案については、「意図的」なものが29件、「不注意」によるものが8件であり、その多くが「意図的」なものである。

表 11 漏えい元・漏えいした者

漏えい した者 漏えい 元	従業者				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	4 (1.3%)	184 (57.7%)	20 (6.3%)	208 (65.2%)	25 (7.8%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	29 (9.1%)	3 (0.9%)	7 (2.2%)	247 (77.4%)
委託先	5 (1.6%)	37 (11.6%)	2 (0.6%)	44 (13.8%)	4 (1.3%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	8 (2.5%)	2 (0.6%)	10 (3.1%)	64 (20.1%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8 (2.5%)	8 (2.5%)
合計	9 (2.8%)	221 (69.3%)	22 (6.9%)	252 (79.0%)	29 (9.1%)	8 (2.5%)	0 (0.0%)	37 (11.6%)	5 (1.6%)	25 (7.8%)	319 (100.0%)

(注) ( ) 内は、漏えい事案全体 (319 件) に対する割合

#### 【参考：平成 23 年度】

漏えい した者 漏えい 元	従業者				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	3 (0.7%)	239 (56.9%)	9 (2.1%)	251 (59.8%)	17 (4.0%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	19 (4.5%)	22 (5.2%)	8 (1.9%)	300 (71.4%)
委託先	11 (2.6%)	80 (19.0%)	2 (0.5%)	93 (22.1%)	7 (1.7%)	6 (1.4%)	2 (0.5%)	15 (3.6%)	6 (1.4%)	3 (0.7%)	117 (27.9%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 (0.7%)	3 (0.7%)
合計	14 (3.3%)	319 (76.0%)	11 (2.6%)	341 (81.2%)	24 (5.7%)	8 (1.9%)	2 (0.5%)	34 (8.1%)	28 (6.7%)	14 (3.3%)	420 (100.0%)

(注) ( ) 内は、漏えい事案全体 (420 件) に対する割合

## (5) 漏えい後の改善措置状況

- ① 漏えい後の改善措置についてみると、ほとんどの事案において、事業者によって何らかの安全管理対策が講じられている。
- ② 安全管理対策の内訳をみると、全体の約 95%の事業者が教育・研修の実施などの組織的対策を講じている。

表 12 - 1 漏えい後の改善措置状況

	合計	事業者による改善措置					改善措置実施せず	不明
		安全管理対策			その他の対応			
		組織的	技術的					
平成 24 年度	319 (100.0%)	319 (100.0%)	311 (97.5%)	302 (94.7%)	99 (31.0%)	283 (88.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
(参考) 平成 23 年度	420 (100.0%)	420 (100.0%)	407 (96.9%)	392 (93.3%)	128 (30.5%)	402 (95.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。

「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏えい防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。

「その他の対応」の具体的内容は、表 12 - 2 参照。

2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答

3. ( ) 内は、漏えい事案全体（平成 24 年度：319 件、平成 23 年度：420 件）に対する割合

- ③ 安全管理対策以外の改善状況の内訳を見ると、全体の約 82%の事業者が本人への謝罪・連絡を行っており、次いで、約 28%の事業者が警察への届出、約 21%の事業者が専用窓口の設置を行っている。

表 12 - 2 安全管理対策以外の改善措置の内訳

	合計 (重複を除く。)	本人への 謝罪・連絡	専用窓口 の設置	商品券等 の配布	警察への 届出	その他
平成 24 年度	283 (88.7%)	263 (82.4%)	67 (21.0%)	14 (4.4%)	90 (28.2%)	23 (7.2%)
(参考) 平成 23 年度	402 (95.7%)	365 (86.9%)	97 (23.1%)	16 (3.8%)	113 (26.9%)	27 (6.4%)

(注) ( ) 内は、漏えい事案全体（平成 24 年度：319 件、平成 23 年度：420 件）に対する割合

## (6) 認定個人情報保護団体への報告

事業者が認定個人情報保護団体に所属していた事案は 90 件 であり、全体(319 件)の約 28%である(平成 23 年度は 420 件中 98 件)。また、このうち、当該漏えいを所属する認定個人情報保護団体へ報告したのは 63 件 であり(平成 23 年度は 62 件)、約 70%の事案において認定個人情報保護団体へ報告がなされている。

### 3. 認定個人情報保護団体の取組状況（法第42条、第43条）

認定個人情報保護団体が、法第42条及び第43条に基づいて行った取組（苦情の処理、対象事業者に対する説明要求、資料要求及び自ら作成・公表した個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告、その他の措置）の状況は、次のとおりである。

表13 認定個人情報保護団体の取組の状況

所管官庁	苦情 処理	説明 要求	資料 要求	指導	勧告	その他 の措置
警察庁	0	0	0	0	0	0
金融庁	187	66	0	56	0	0
総務省	307	40	28	28	0	0
厚生労働省	3	0	0	24	0	1
経済産業省	414	69	28	36	2	7
国土交通省	56	0	0	0	0	0
合計（共管団体の重複分を除く。）	613	145	28	116	2	8

（注）「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第43条に基づき自ら作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

【参考：平成23年度】

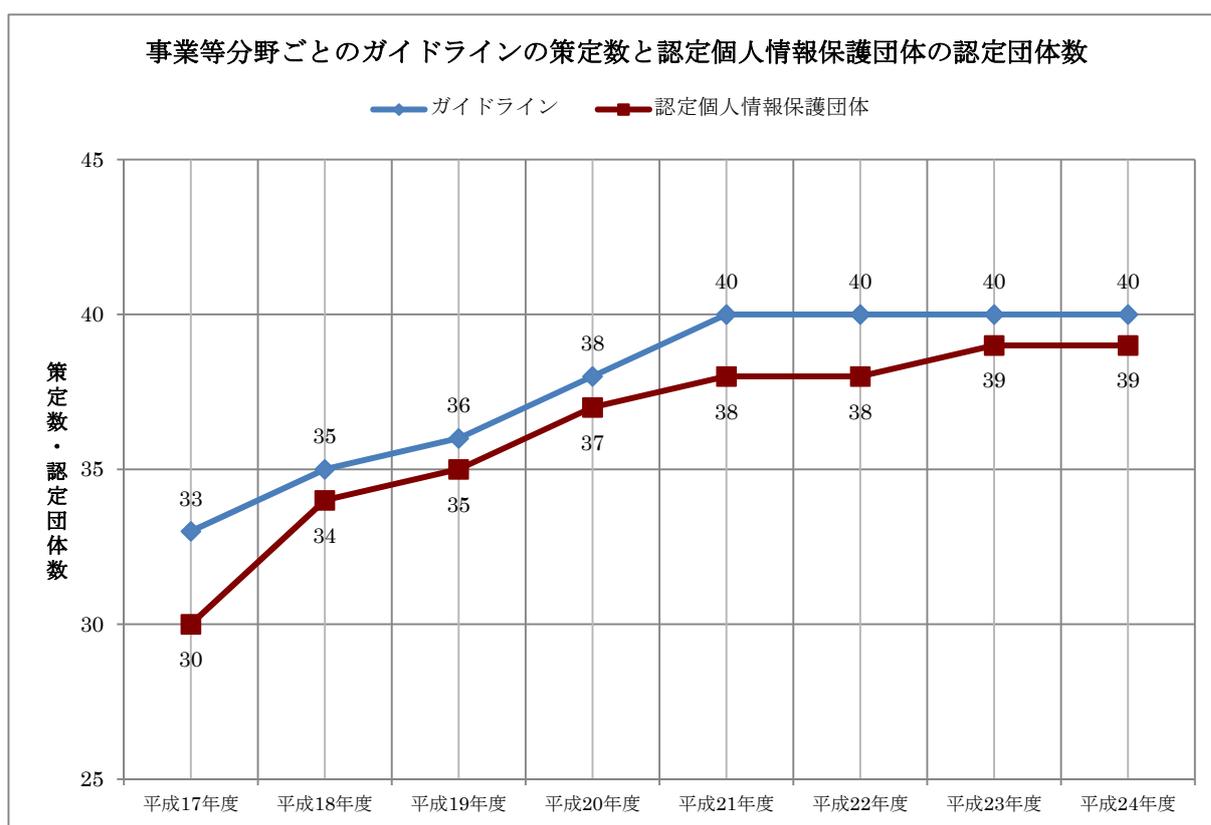
所管官庁	苦情 処理	説明 要求	資料 要求	指導	勧告	その他 の措置
警察庁	0	0	0	0	0	0
金融庁	239	91	0	24	0	29
総務省	310	40	41	41	0	0
厚生労働省	3	1	0	16	0	1
経済産業省	405	125	47	60	2	0
国土交通省	49	0	0	0	0	0
合計（共管団体の重複分を除く。）	655	225	47	100	2	30

### 第3章 法施行後8年間（平成17年度～平成24年度）の施行状況の傾向

#### 1. 事業等分野ごとのガイドラインの策定・認定個人情報保護団体の認定団体数の傾向

事業等分野ごとのガイドラインの策定数について、平成17年度末時点と平成24年度末時点とを比較すると、7本増加した（平成17年度末時点：21分野について33本、平成24年度末時点：27分野について40本）。

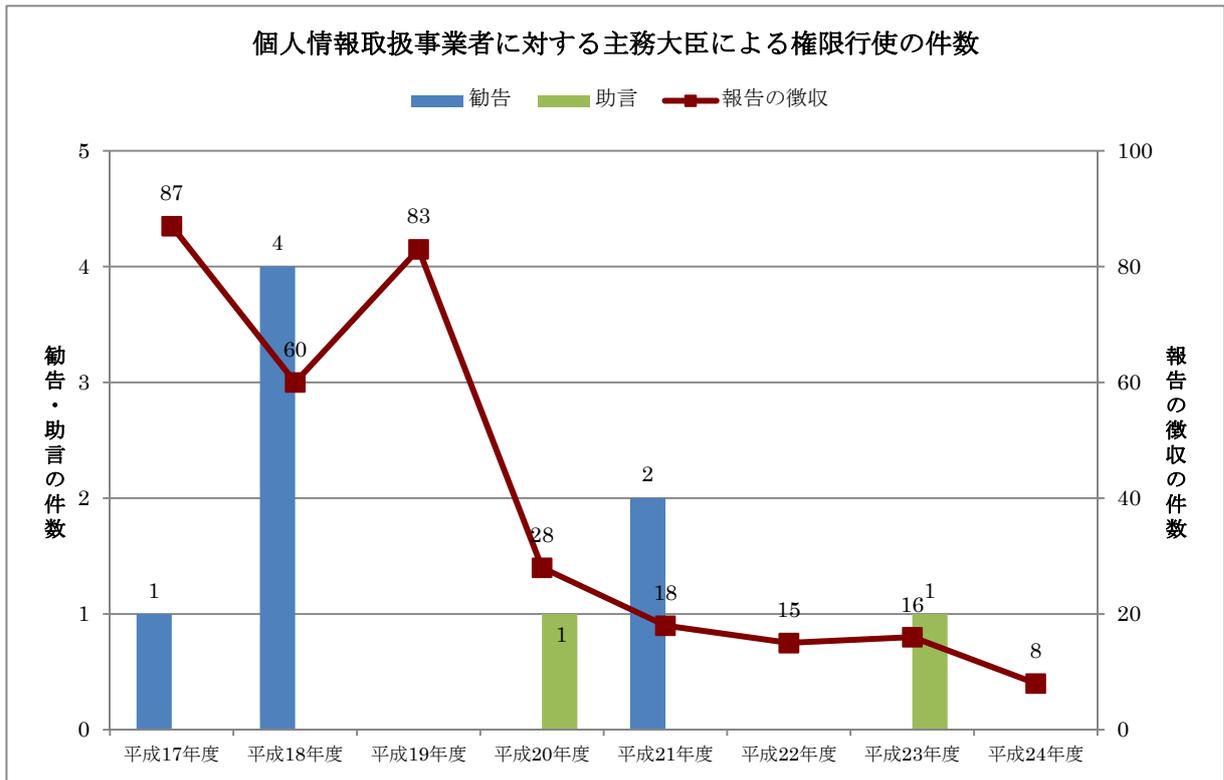
また、認定個人情報保護団体の認定団体数について、平成17年度末時点と平成24年度末時点とを比較すると、9団体増加した（平成17年度末時点：30団体、平成24年度末時点：39団体）。



(注)上記「策定数」・「認定団体数」は、いずれも各年度末時点における数

#### 2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の傾向

個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使について、平成17年度から平成24年度の8年間で、7件の勧告、315件の報告の徴収、2件の助言が行われた。報告の徴収を行った件数について各年度を比較すると、増減が若干あるものの、全体としては、法施行以降、おおむね減少傾向にある。



### 3. 個人情報に関する苦情相談件数・個人情報の漏えい事案件数の傾向

地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談件数について、平成17年度は14,028件であったが、近年若干の増減はあるものの減少傾向にあり、平成24年度は5,623件となっている。

事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数について、平成17年度は1,556件であったが、平成24年度は319件であり、近年若干の増減はあるものの減少傾向にある。

